

第2章 計画 (Plan)

1 環境に影響を及ぼす活動

環境に影響を及ぼす原因となる活動のうち、主なものは下表のとおり。

環境への負荷		環境に影響を及ぼす活動
エネルギーの使用	電気の使用	照明の使用 OA 機器の使用 空調の使用
	都市ガスの使用	空調の使用 ガス給湯器の使用
	ガソリンの使用	車両の運転
	その他の燃料（軽油・灯油等）の使用	車両、設備の運転
資源の使用		上水の使用 物品の使用 コピー用紙の使用
廃棄物等の排出		廃棄物の排出 汚水の排出
その他	発注業務（間接的な影響）	印刷発注
		工事発注
		その他委託業務発注

環境に良い影響を及ぼす活動	
環境に配慮した施策の推進	緑化の推進
	グリーン購入の推進
	廃棄物の減量・リサイクル
	委託業者等への環境配慮の取組に対する協力依頼（グリーン配送など）
	各種事務事業を通じた環境配慮 〔建設副産物の再資源化、下水汚泥の有効利用、国産木材等の使用など〕

(1) 環境に影響を及ぼす活動の追加・修正

環境管理責任者（環境局長）（以下「環境局長」という。）は、所属環境管理実行委員長（所属長）（以下「所属長」という。）の意見等をふまえ、必要に応じて、環境に影響を及ぼす活動を追加・修正することができる。

2 環境関係法令等の遵守事項の特定

(1) 環境法令等登録書

環境局長は、環境関係法令等の遵守事項を特定するため、環境法令等登録書を作成する。所属長は、所管する設備の運用・管理や事務事業活動において特定された環境関係法令等を遵守する。

(2) 環境法令等登録書の追加・修正

環境局長は、所属長の意見等をふまえ、必要に応じて、環境法令等登録書を修正することができる。

3 取組目標

環境に影響を及ぼす活動の中から、特に重要と認める事項について、目標を定めて取組を推進する。

(1) 目標設定

環境に配慮した取組については、2021年度から2030年度までの10年間で取り組む中期目標を設定する。

また、一部の取組については、毎年度短期目標を設定し、中期目標達成のための進捗管理を行う。

(2) 市全体の取組目標

環境局長は、実行計画〔事務事業編〕に定める目標※を達成するため、市全体で実施する環境に配慮した取組に係る目標を定めるとともに、その目標を所属長に周知し、目標達成のための取組を喚起する。

(3) 各所属の取組目標

実行計画〔事務事業編〕において所属別の削減目標を設定している所属については、その削減目標を取組目標とする。

その他の所属長は、市全体の目標を勘案して所属における取組目標を定めることができる。

※実行計画〔事務事業編〕に定める目標

大阪市事務事業（大阪広域環境施設組合を除く）に伴う温室効果ガス総排出量を、2030年度に基準年度（2013年度）の排出量から、50%削減することを目標とする。

環境法令等登録書

環境に影響を及ぼす設備・活動			法令等
施設・設備に関するもの	ばい煙発生	ばい煙発生施設を有する。 ボイラー（伝熱面積が10m ² 以上）、ガス吸収式冷温水発生機 ※バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50kcal/h以上	大気汚染防止法、 大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領
	ボイラ蒸気	蒸気ボイラー	労働安全衛生法
	工作電氣物	自家用電気工作物、 非常用発電機	電気事業法
	都市ガス設備		ガス事業法
	危険物貯蔵所	指定数量以上の危険物を貯蔵している。 地下タンクを有する。	消防法
		指定数量未満（1/5以上）の危険物を貯蔵している。	大阪市火災予防条例
		重油・軽油・灯油・ガソリン等の危険物または有害物質及び指定物質の貯蔵所を有する。	水質汚濁防止法
	騒音施設発生	下記特定施設を有する。 冷凍機、空調機（7.5kW以上）、圧縮機、送風機（3.7kW以上）、 クーリングタワー（2.2kW以上）、粉碎機	騒音規制法、 大阪府生活環境の保全等に関する条例
	振動施設発生	下記特定施設を有する。 圧縮機（7.5kW以上）、粉碎機（3.7kW以上）	振動規制法、 大阪府生活環境の保全等に関する条例
事務事業活動に伴うもの	特定自動車の保有（特定自動車：ディーゼル車、トラック、バス、マイクロバス等で、規制対象地域内（大阪市も含まれる）に使用の本拠地がある自動車。）		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NOx・PM法）
	ターボ冷凍機 スクリュー型冷凍機 レシプロ型冷凍機		高圧ガス保安法
	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
	排水水	①最大排水量が50m ³ /日以上である。②特定施設（厨房施設【総床面積が420m ² 以上】、科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で、洗浄施設を有する等。）を有する。	下水道法
	排出廃棄物	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に規定する特定建築物や事務所の用途に供される部分の延床面積1,000m ² 以上の建物等	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例
	産業廃棄物	産業廃棄物を排出する。 (特別管理産業廃棄物を含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
		産業廃棄物の排出、PCB廃棄物、 水銀廃棄物等の保管	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
		PCB廃棄物の保管	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）
	廃棄	特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫等）を廃棄する。 ※業務用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫等はフロン排出抑制法に準拠	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
その他			

※1：上記以外に適用される法令等については、欄を追加し、必要事項を記入してください。

※2：区役所の電気工作物については、都市整備局のエネルギー管理担当が電気主任技術者に選任されている。